



東労組未加入者による利益誘導や 脱退をうながす言動について 会社は今後も就業規則に則り 公正に行うことを交渉にて確認！

千葉地本は2018年度申1号にて、東労組未加入者による利益誘導や脱退をうながす言動について、会社は今後も就業規則に則り公正に行うことを交渉にて確認しました。また、各種試験や選考審査の可否、異動・担務変更等においても組合加入の有無、所属組合で今後も差別しないことも確認しました。

<申1号の要旨>

「第33回定期大会」の発言に踏まえた議事録確認

第33回定期大会の発言に踏まえた申し入れについては、JR東労組千地申第1号（2018年8月3日付）に基づく団体交渉等における協議結果「別紙」を踏まえ、実施していくこととする。

2019年7月5日

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
勤 務 課 長 木 村 龍



東日本旅客鉄道労働組合千葉地方本部
業 務 部 長 中 曾 根 賢



「別紙」

（組合） JR 東労組に加入していることを理由に、昇職試験・昇格審査・選考審査・車掌試験及び運転士試験の可否、異動及び担務変更、若年出向及びエルダー出向時の出向先会社の選定、指導操縦者及び指導担当者の指定、期末手当の算出等で不利益扱いを行わないこと。

（会社） 会社は、社員の任用にあたり、これまでも組合加入の有無、所属組合で差別したことはなく、今後も就業規則に則り、公正に行う。

（組合） 非組合員または組合未加入者によって、利益誘導や労働組合の脱退を促すような言動がなされ、社員・組合員が将来への不安を抱えながら業務している実態があることから、各種ハラスメント行為を労使で防止すること。

（会社） 会社は、社員の任用にあたり、これまでも組合加入の有無、所属組合で差別したことはなく、今後も就業規則に則り、公正に行う。

安心して新生東労組に加入しよう！